

高等学校等修学資金貸付返還金のコンビニエンスストア における収納事務委託基本契約書（案の1）

京都府（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）及びコンビニエンスストア（以下「丙」という。）は、高等学校等修学資金貸付返還金の収納事務（以下「収納事務」という。）の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条及び京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号）第49条の規定により収納事務を乙及び丙に委託し、乙及び丙は受託するものとする。

2 乙及び丙は、この契約に定める事項のほか、関係法令及び別に定める高等学校等修学資金貸付返還金のコンビニエンスストアにおける収納事務委託に関する基本仕様書（以下「仕様書」という。）を遵守しなければならない。

（契約有効期間）

第2条 この契約の有効期間は、令和2年2月1日から令和5年1月31日とする。

（甲乙丙三者間の業務委託の内容）

第3条 甲は、乙及び丙に対し、以下の方法により、収納事務を委託する。

（1）丙は、甲が発行する高等学校等修学資金貸付返還金の納入通知書等に基づき、丙の全国に所在する直営店及び丙とフランチャイズ等契約を締結している加盟店（丙とエリアフランチャイズ契約を締結しているエリアフランチャイザーの直営店及びエリアフランチャイザーとの間でフランチャイズ契約をしている加盟店を含む。以下「加盟店」という。）において、当該高等学校等修学資金貸付返還金の納付者等が納付する高等学校等修学資金貸付返還金を現金により収納する。

（2）丙は、高等学校等修学資金貸付返還金を収納した時に受け取った高等学校等修学資金貸付返還金収納済通知書及び収納書を保管する。

（3）丙は、納付者から収納した高等学校等修学資金貸付返還金の収納データを乙に提供し、乙はそれを甲宛に配信する。ただし、甲が収納データを正常に受け取れない場合は、甲の依頼に基づいて乙は甲宛に再配信しなければならない。この場合、再配信に要する費用は乙が負担する。

（4）丙は、納付者から収納した高等学校等修学資金貸付返還金を乙へ払い込み、乙はそれを確報データにより取りまとめ、甲の指定する金融機関の口座に払い込まなければならない。

なお、丙が乙へ払い込んだ高等学校等修学資金貸付返還金について、丙は甲に対する当該高等学校等修学資金貸付返還金の支払義務を負わない。

（委託手数料等）

第4条 甲は、乙に対して、別に定める高等学校等修学資金貸付返還金のコンビニエンスストアにおける収納事務委託手数料に係る契約書（以下「委託料契約書」という。）に基づき委託手数料を支払うものとする。

2 契約保証金は契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、京都府会計規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除とする。

(費用の負担)

第5条 収納事務に要する費用は全て乙及び丙が負担するものとする。ただし、委託手数料及びそれに係る振込手数料並びに甲乙間の収納情報受信に要する費用は甲が負担するものとする。

(証拠書類の保存)

第6条 丙は、高等学校等修学資金貸付返還金収納済通知書については、年度別に整理、区分し、5年間保存しなければならない。なお、収納書については、3か月以上の間保存しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 甲、乙及び丙は、収納事務の履行に際し、他の当事者から資料、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により提供又は電子メール等電子的に提供された技術上、営業その他業務上の情報であって、当該情報を提示した当事者が機密である旨表示したもの（以下「機密情報」という。）について、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、この契約の履行に従事する者に使用させる場合を除き、第三者に開示してはならない。

2 前項の定めにかかわらず、この契約の履行に関して次の各号のいずれかに該当する資料及び情報は機密情報に含まれないものとする。

- (1) 既に公知のもの
- (2) 既に守秘義務を負うことなく保有しているもの
- (3) 守秘義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から正当に入手したもの
- (4) 当該情報を提供した当事者から書面により開示を承諾されたもの
- (5) 機密情報によらずに独自に開発又は知り得たもの

3 甲、乙又は丙は、他の当事者から提供を受けた機密情報について、この契約の目的の範囲内でのみ使用するものとする。また、この契約の目的の範囲外で、複製又は改変を行ってはならない。

4 本条の機密保持義務は、契約の満了後又は契約解除後においても同様とする。

(機密情報の保管及び搬送)

第8条 乙及び丙は、機密情報の保管及び搬送に当たり、紛失、き損、盗難又は目的外利用がないように措置された保管場所で保管するとともに、必要な措置を講じ確実に管理しなければならない。

2 乙及び丙は、電子計算機及び光学式情報処理装置等（以下「電子計算機等」という。）を用いて保管及び処理を行う場合においては、機密情報保護の徹底が図られるよう、システムを構築するとともに、管理上の措置を講じなければならない。

(資料の廃棄)

第9条 乙及び丙は、収納事務の履行に当たって発生した一切の資料（保存期間の終了した収納済通知書及び収納書を含む。）を廃棄する場合には、焼却、溶解、裁断等の確実な方法により、機密情報を読取不可能な状態にしなければならない。

2 乙及び丙は、機密情報を電子計算機等を用いて管理している場合であって、その電子計算機等の廃棄又は転売・譲渡等（リース等の場合は返却）を行うに当たっては、電子計算機等に記録されている機密情報を完全に消去し、復元不可能な状態にしなければならない。

（個人情報の取扱い）

第10条 乙及び丙は、個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）及び京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号。以下「保護条例」という。）を遵守し、別記「個人情報取扱特記事項」に従うものとする。

2 甲は、乙又は丙が保護条例の規定に違反した場合は、同条例第3章の規定に基づき、乙又は丙に対する勧告を行い、また、勧告に従わないときはその旨を公表することができる。

3 乙又は丙の従業員若しくは従業員であった者に保護条例第6章に規定する違反行為があった場合、同条例の規定に基づく罰則の適用を受けることとなるので、乙及び丙は、従業員に対し、周知徹底を図るものとする。

4 乙又は丙は、保護法第53条の規定により策定される事業分野ごとの個人情報保護指針を遵守するものとする。

（収納事務内容の変更）

第11条 甲は、この契約締結後の事情により、甲、乙及び丙の三者間で協議したうえで、収納事務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を停止させることができる。この場合において、委託料又は契約有効期間を変更する必要があるときは、甲、乙及び丙の三者間で協議したうえで、書面によりこれを定めるものとする。

（履行遅滞）

第12条 乙又は丙は、正当な理由なく、収納した高等学校等修学資金貸付返還金の払込みに遅延があった場合、当該遅延日数に応じその収納金額につき年利2.7パーセントを乗じて計算した額を遅延賠償金として甲の指定する日までに支払わなければならない。ただし、払込みを遅延することが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延賠償金を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延賠償金の額については、京都府延滞金等の徴収に関する条例（平成23年京都府条例第29号）の規定に基づく端数処理の計算方法の適用後の額とする。

3 第1項の日数には、検査に要した日数を算入しない。

（事務委託に係る検査）

第13条 甲は、定期及び臨時に、乙又は丙の収納事務の状況を検査することができる。

2 上記の検査結果に基づき、甲は、必要があると認めるときは、収納事務の履行に立ち会い、履行状況について検査し、又は乙若しくは丙に報告を求めることができる。この場合において、甲は当該受託者の収納事務の履行が仕様書に記載された内容と照らし合わせ、不適当と認めるときは、当該受託者に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

(報告義務)

第14条 乙は、収納事務の履行に当たって事故が発生したとき、又はやむを得ない事由により事務を履行することができないときは、直ちにその旨を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 丙は、収納事務の履行に当たって事故が発生したとき、又はやむを得ない事由により事務を履行することができないときは、直ちにその旨を乙に報告しなければならない。乙は、丙から事故等の報告を受けたときは、直ちに甲にその旨を報告するとともに、その指示を受けなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 乙及び丙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、若しくはその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたものについては、この限りでない。

(再委託の禁止)

第16条 乙及び丙は、第三者に対し、この契約書に定める高等学校等修学資金貸付返還金の収納事務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(苦情・照会等の対応)

第17条 乙は、納付者等の第三者から収納金の内容に関する苦情又は照会を受けた場合は、速やかに甲に報告するものとし、甲は直接当該第三者との折衝を行うこととする。

- 2 丙は、納付者等の第三者から収納金の内容に関する苦情又は照会を受けた場合は、速やかに乙に報告するものとする。乙は、丙から苦情等の報告を受けたときは、速やかに甲にその旨を報告するものとし、甲は、直接当該第三者との折衝を行うこととする。
- 3 丙と納付者との間の支払の有無等に関する紛議については、丙が責任をもって処理するものとする。

(甲の契約解除権)

第18条 甲は、必要があるときは、乙及び丙と協議の上、この契約を解除できるものとする。

- 2 甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、この契約を解除することができる。
- 3 甲が、第1項又は前項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙及び丙に損害を与えたときには、乙及び丙は当該損害の賠償を請求することができる。
- 4 甲は、乙又は丙に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、何ら催告を要することなく乙又は丙に対する一方的な通告をもって直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 支払停止又は支払不能となったとき。
 - (2) 手形又は小切手が不渡となったとき。
 - (3) 差押え、仮差押え若しくは仮処分があったとき又は競売の申立があったとき。
 - (4) 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始又は特別清算の申立があったとき。

- (5) 資産、信用又は事業に重大な変化が生じ、この契約に基づく債務の履行が困難となるおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (6) この契約に違反し、第三者（この契約の履行に従事する者を除く。）に対して個人情報情報の漏洩があったとき。
- (7) 前号に該当する場合を除き、この契約に違反し、当該違反に関する書面による催告を受領した後14日以内にこれを是正しないとき。
- 5 乙又は丙は、前項各号のいずれかに該当した場合は、当然に期限の利益を失い、甲に対して、払込みすべき収納金を直ちに払込むものとする。
- 6 第4項の規定により契約が終了した場合においても、乙又は丙に対する他の当事者の損害賠償の請求は妨げられないものとする。
- 7 甲は、乙又は丙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
- (1) 乙又は丙の責めに帰すべき事由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙又は丙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 乙又は丙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。
- (4) 乙又は丙が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（乙又は丙が個人である場合にはその者を、乙又は丙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(談合等による甲の契約解除権)

第19条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(乙、丙の契約解除権)

第20条 乙又は丙は、甲がこの契約に違反し、当該違反に関する書面による催告を受領した後14日以内にこれを是正しないときは、契約を解除することができる。

- 2 乙又は丙は、前項の規定に基づきこの契約を解除しようとするときは、甲に対して事前に通知するものとする。
- 3 乙又は丙は、必要があるときは、他の当事者と協議の上、この契約を解除できるものとする。
- 4 乙又は丙は、前項の解除により他の当事者に損害を及ぼしたときは、通常かつ直接の損害についてその損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第21条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、仕様書に定める予定数量から既に納入された数量を減じた数量に委託手数料に係る契約書に定める契約単価を乗じて計算した額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。ただし、第2号に該当した場合であつて、この業務を完了させたときは、この限りでない。

- (1) 第18条第4項又は第7項の各号の事由が乙に生じたためにこの契約が解除されたとき。
- (2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあつたとき。

イ アのほか、乙が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申し立てたとき若しくは弁護士等へ債務整理を委任したとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき又は自ら営業の廃止を表明したときその他の業務の続行が困難と認められる事実が発生したとき。

ウ 甲の乙に対する債務について仮差押、保全差押若しくは差押の命令又は通知が発せられたとき。

(損害賠償)

第22条 甲、乙又は丙は、他の当事者（以下「違反当事者」という。）の契約違反により損害を受けた場合に限り、通常かつ直接の損害について損害賠償を請求できるものとする。ただし、当該違反当事者に請求できる損害賠償の範囲には、「天災地変その他の不可抗力により生じた損害」、「自己の責に帰すべき事由により生じた損害」及び「逸失利益」は含まれないものとする。

(談合による損害賠償の予定)

第23条 乙は、第19条各号のいずれかに該当するときは、委託業務の完了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約期間の予定数量に契約単価を乗じて計算した額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分、その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(期限の利益の喪失)

第24条 第21条各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。ただし、同条第2号に該当する場合であって、この業務を完了させたときは、この限りではない。

(相殺予約)

第25条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(事務の引継ぎ)

第26条 乙及び丙は、この契約の契約期間が満了したとき、又はこの契約が解除されたときは、直ちに収納事務に関するすべてを甲に引き継ぐものとする。

(住所変更等の通知義務)

第27条 乙及び丙は、名称・商号・住所その他の重要な事項に変更があった場合は、書面によって速やかに通知しなければならない。

(関係法令の遵守)

第28条 乙は、この契約を履行するにあたり、労働基準法（昭和22年法律第49条）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(協議事項)

第29条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定めた事項の解釈に関して疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(合意管轄)

第30条 甲、乙及び丙間において、やむを得ず訴訟を必要とする場合には、甲の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書を3通作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、それぞれ各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 氏 名 京都府 契約担当者
京都府教育委員会
教育長 橋 本 幸 三 印

乙 住 所 (収納代行業者)
氏 名

丙 住 所 (コンビニエンスストア各社)
氏 名